第3章　自然の恵みが持続する‘まち’の仕組みづくり

1　行動計画の体系

自然の恵みが持続するまちづくりに向けた行動計画の体系を，以下に示します。

Ⅰ　守る　―自然の恵みを守る仕組みづくり

本村における自然環境の保全・再生を後押しする仕組みをつくります。

Ⅰ-1　生物多様性に関する情報の一元化
Ⅰ-2　希少な種やビオトープの保護に関する仕組みづくり
Ⅰ-3　東海村の公共事業により自然を減らさない仕組みづくり
Ⅰ-4　外来種対策を推進していくための仕組みづくり
Ⅰ-5　地域性種苗の利用促進
Ⅰ-6　ビオトープ・ネットワークの形成

Ⅱ　生かす　―自然の恵みを生かす仕組みづくり

本村の自然の恵みを生かした防災・減災，農業や商工業，観光を後押しする仕組みをつくります。

Ⅱ-1　自然環境を防災・減災に生かす取組みの推進
Ⅱ-2　農業の多面的機能の発揮
Ⅱ-3　東海村の自然や文化などを生かした商品開発の支援
Ⅱ-4　東海村の自然や文化，伝統などを楽しむエコツーリズムの推進

Ⅲ　育てる　―自然の恵みを大切にする人材育成の仕組みづくり

本村の自然の恵みを大切にする学校教育や社会教育，福祉や保育の仕組みをつくります。

Ⅲ-1　東海村の自然や文化，伝統などを生かした独自の教育・保育の推進
Ⅲ-2　生物多様性の保全・再生や普及における人材の育成，派遣

Ⅳ　協力し合う　―多様な主体との連携･協働の体制の充実

上記の仕組みづくりを進めるため，連携・協働を充実させます。

Ⅳ-1　国や県・周辺自治体などへの生物多様性の保全・再生に関する協力要請
Ⅳ-2　民間事業者への生物多様性の保全・再生に関する協力要請

2　行動計画

Ⅰ　守る　―自然の恵みを守る仕組みづくり

Ⅰ-1　生物多様性に関する情報の一元化

【現状】

村内の野生生物に関する情報が，東海村教育委員会により『東海村の自然誌』（平成 19 年）としてまとめられ公表されています。本村では，ＮＰＯによる自発的な保護活動も活発に行われており，その活動を通して得られる情報も，本村の生物多様性の保全にとても重要なものとなっています。

【課題】

村内の野生生物に関する情報の蓄積と更新は，生物多様性の保全に向けた基盤的な取組みといえます。しかし，現在，こうした情報が集約される仕組みがありません。

■施策

- 生物多様性に関する情報の一元化を目的とした「東海村生物多様性情報データベース（仮称）」の構築を検討します。なお，情報を公開することにより乱獲や盗掘のおそれがある希少種の地点情報などについては慎重に取り扱います。

■成果

- 野生生物の生息・生育地点の情報など，村内の生物多様性に関する情報の一元化が図られることにより，希少種保護や開発に際して庁内の関係部署やＮＰＯなどに必要な情報が効果的，効率的に提供される仕組みが構築されます。
- 行政やＮＰＯが実施する生物多様性に関する催しや講座の開催情報の一元化が図れることにより，生物多様性に関する学習機会を村民に効率的に提供する仕組みが構築されます。

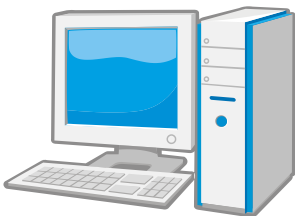

Ⅰ-2 希少な種やビオトープの保護に関する仕組みづくり

【現状】

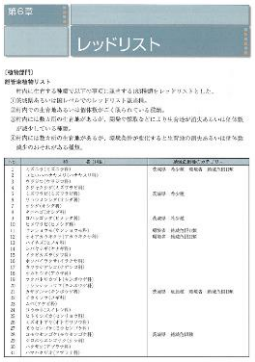

茨城県自然環境保全条例にもとづき，豊岡と村松の2地域が県自然環境保全地域に指定されています。また，鳥獣保護法にもとづき，東海鳥獣保護区，ひたち海浜公園鳥獣保護区の 2 地域が県鳥獣保護区に指定されています。希少種の捕獲・採取を直接規制する仕組みとして，「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」があります。

本村では，平成 19 年に，東海村の自然調査会により，本村において絶滅に瀕する動植物を取りまとめたレッドリストが作成されています。このリストには，維管束植物（シダ植物と種子植物。コケ類は含まない）183 種類，動物 56 種類が掲載されています。

【課題】

国の法律や県の条例は，国や県レベルの生物多様性の保全に対応したものであり，これだけでは村内の希少な種やビオトープを適切に保護していくことができません。また，東海村のレッドリストが作成されていますが，その生息・生育地を保全する仕組みがありません。

■施策

- 「東海村指定希少野生生物種（仮称）」を指定し，捕獲・採取などの規制措置の導入，増殖した希少植物の植栽を含めた保護回復計画の策定などの新たな仕組みを検討します。仕組みの検討にあたっては，住民や自治会，ＮＰＯ，学校と行政などとの連携・協働を引き続き大切にします。
- 「東海村指定希少野生生物種（仮称）」の生息・生育地のうちで特に重要な場所を，生態系全体を考慮に入れつつ「保護区」に指定し，開発などの行為を制限することができる新たな仕組みを検討します。なお，保護区を設定する際には，事前に，周辺住民や自治会を対象にした現地見学を含めた学習会を開催するなど，その重要性に関する村民の理解を深めるための機会を設けます。

■成果

- 希少な種やビオトープを保護する村独自の仕組みが構築されます。

【コラム】　策定委員から寄せられた東海村の守りたい自然

本村における守りたい自然について，東海村生物多様性地域戦略策定委員会の委員から，以下のような意見がありました。

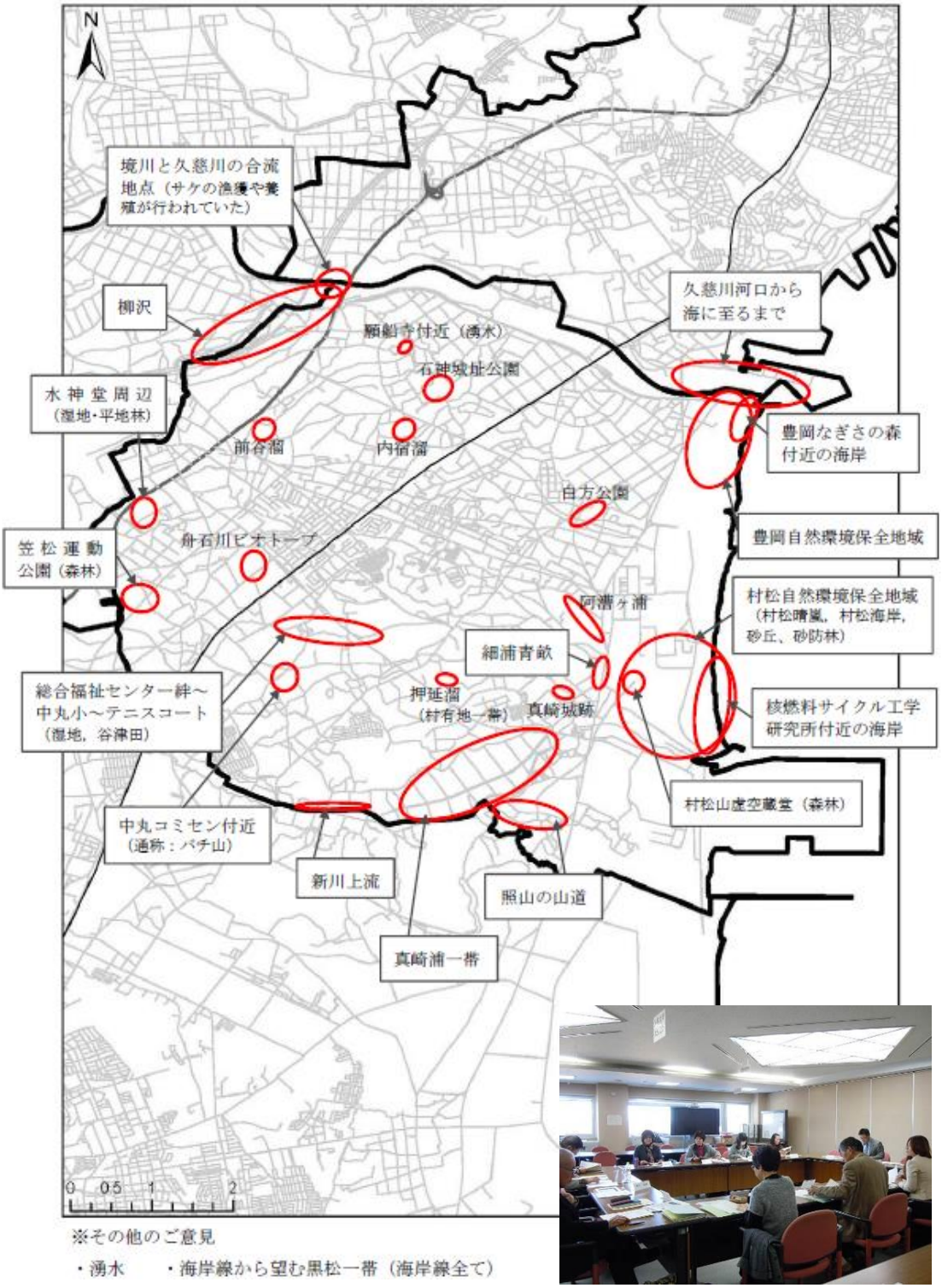

Ⅰ-3 東海村の公共事業により自然を減らさない仕組みづくり

【現状】

人口の増加とこれに伴う住宅地の広がりによって，この 50 年ほどの間に，山林の面積が減少しています。環境省の調査によると，本村には自然林，自然草地はわずかしか残されていません。

【課題】

「東海村第 5 次総合計画 2011-2020」では，開発を行う際に，「できるだけ自然環境やみどりに影響を与えない方法を取ったり，影響をできるだけ小さくしたり，やむを得ず自然環境やみどりに影響を与える場合には，同等の環境を新たにつくる」との考えが示されています。

東海村が行う公共事業の実施にあたり，やむを得ず自然環境が失われる場合には，同等の自然環境を，他の場所に新たにつくることで埋め合わせるなど，自然環境の減少を止めるための新たな仕組みを設ける必要があります。

図表6　人口の長期推移（総務省「国勢調査」,茨城県「常住人口調査」）

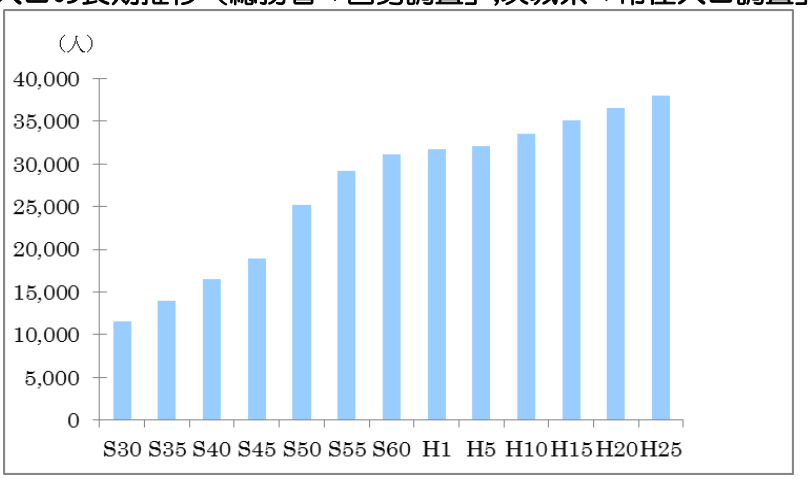

図表7　土地利用の変化（東海村「税務の概要」）

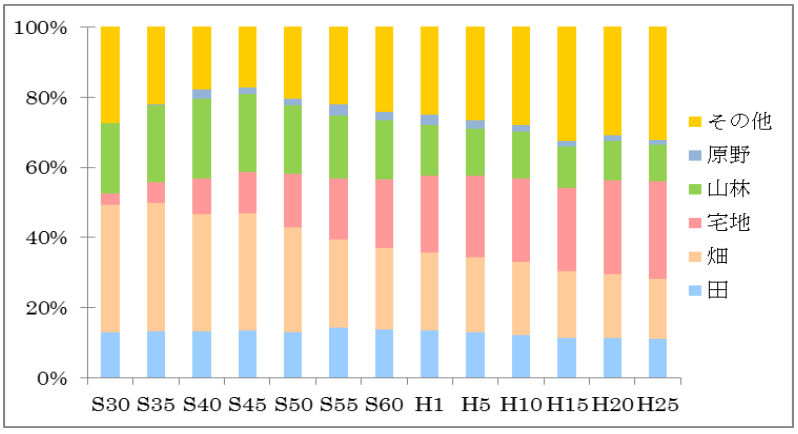

■施策

- 「東海村環境配慮システム推進要綱」の見直しなどにより，東海村が行う公共事業では，希少な種やビオトープに対する影響の回避・低減を基本とし，やむを得ず失われる自然環境に対しては，生物多様性の質と量に関する簡易な定量評価手法を導入し，同等の自然環境を他所で再生して埋め合わせがなされる仕組みを検討します。なお，代償地は，「第２章　２．未来につなぐ‘まち’のかたち」を踏まえて，検討します。

■成果

- 東海村が公共事業に，自然の量や質が一定に保たれる，自然環境のノー・ネット・ロス※用語の仕組みを導入し，環境配慮がより一層図られます。

Ⅰ-4 外来種対策を推進していくための仕組みづくり

【現状】

ため池などへのオオクチバスやアメリカザリガニ，ミシシッピアカミミガメなどの外来種の放流や，飼育に困ったペットの放置などによる生物多様性への影響が懸念されています。他の地域から村内に人為的に持ち込まれたホタル類やメダカが，地域個体群の遺伝子の攪乱を引き起こしているおそれもあります。オオキンケイギクなどの植物も，本村において分布を広げつつあります。

【課題】

外来生物法にもとづき，国により特定外来生物※用語に指定されたものに対しては，野外に放す行為などが規制されていますが，国の法律であり，本村で必要な外来種対策にあったものでは必ずしもありません。村として対策が必要な外来種のリストを作成し周知するなど，本村独自の仕組みを設ける必要があります。

オオクチバス

アメリカザリガニ

オオキンケイギク

■施策

- 「東海村 侵略的外来種※用語（仮称）」の指定を検討します。
- 必要に応じて，住民や自治会，ＮＰＯ，国，県，周辺自治体などとの連携・協働による防除に向けた取組みを進めるための仕組みについて検討します。

■成果

- 村内における侵略的外来種の分布状況の把握が進むなど，外来種問題の普及を効果的に進めるための仕組みが構築されます。

Ⅰ-5 地域性種苗の利用促進

【現状】

本村では緑化にあたり，これまで，病害虫に対する抵抗性，電線との高さの関係，また，周辺住民への落葉の問題への配慮，見栄え，入手しやすさなどから，外来種や園芸品種の苗木を選定し植栽することが少なくありませんでした。

【課題】

生物多様性を保全・再生していくという観点から，植栽種に地域性種苗を選択することの大切さを普及する必要があります。また，地域性種苗の利用を具体的に促進する仕組みをつくる必要があります。

■施策

- 地域性種苗の植栽を進めるために，造園業者への呼びかけや村民参加型の地域性種苗の供給体制づくりを検討します。
- 役場や学校，保育所や幼稚園，公園など公共地での地域性種苗の植栽を促進します。
- 生垣設置補助制度，緑化木配布事業などを通じて，村民に植栽種として地域性種苗を選択することの大切さを説明するとともに，事業所や一般家庭でも植栽されるよう奨励します。

■成果

- 緑化にあたり，野生動物の採食資源の確保や遺伝子汚染の防止など生物多様性の保全・再生の観点を強化し，在来の樹木や野草を植栽する仕組みが構築されます。

【コラム】本村における在来の樹木や野草

本村は，常緑広葉樹林のヤブツバキクラス域※用語のほぼ北限に当たります。宮脇昭編著「日本植生誌」(昭和 61 年，至文堂)によれば，この地域の気候風土に育まれて成立する自然の植生は，海岸から内陸にかけて，以下とされています。

（台　　地）　・シラカシ群集
　　↕　　・ヤブコウジ － スダジイ群集
　　・イノデ － タブノキ群集
（海　　浜）　・砂丘植生（ハマボウフウクラス）

自然と共存するまちづくりを目的に植栽種を検討するときには，外来種や園芸品種ではなく，現存自然植生※用語や潜在自然植生※用語に関する資料文献を参考にし，本村の自然に本来生える樹木や野草を選定する必要があります。

Ⅰ-6 ビオトープ・ネットワークの形成

【現状】

本村では，ビオトープを保全・再生する取組みが行なわれています。しかし，村全体を眺めたビオトープ・ネットワークの形成については，これまで必ずしも十分に取り組まれてきませんでした。樹林が道路により分断された場所で，タヌキなどの野生動物が自動車などにひかれて死ぬ事故が多く確認される傾向があります。

【課題】

様々な分野の人と連携・協働しつつ，野生生物の生息空間を保全・再生する取組みを継続するとともに，野生動物の移動・分散を助けるため，一つひとつの野生生物の生息空間をつなぐビオトープ・ネットワークの形成を促進する仕組みを新たにつくる必要があります。

拠点での作業風景
（押延溜周辺の樹林）

村松小学校ビオトープ

■施策

- 以下をビオトープ・ネットワークの拠点として位置づけ，生物多様性の保全・再生に取り組みます。

図表8 ビオトープ・ネットワークの拠点

対象地	取組みの方向性
豊岡から村松の砂丘と松林	• 海浜植物を保全するための土地利用規制 • 海浜の動植物の保全回復 • 文化的遺産の保全 • 村民が海浜の自然とふれあえる場の拡大
総合福祉センター「絆」北側の谷津田	• 本村における美しい自然の景観の保全･再生 • 村民の憩いの場として，また自然観察ゾーンとして必要な整備や管理の推進
前谷津の湿地帯及びその周辺の樹林	• 村民の憩いの場として野生生物の生息･生育環境の保全･再生

前谷溜下	• 村民の憩いの場として野生生物の生息･生育環境の保全･再生
押延溜周辺の樹林	• 村民の憩いの場として野生生物の生息･生育環境の保全･再生
農業の効率的な利用が見込めない谷津田・畑地	• 村民の憩いの場として野生生物の生息･生育環境の保全･再生

- 以下を，ビオトープ間をつなぐ場として位置づけ，生物多様性の保全・再生，自然環境と調和した土地利用の促進に取り組みます。

図表9　ビオトープ間をつなぐ場

対象地	取組みの方向性
久慈川	• 希少な動植物を保全するための土地利用規制 • 村民の憩いの場として野生生物の生息･生育環境の保全･再生 • 流域単位の生物多様性の保全･再生
新川	• サケが遡上しやすい環境づくり
農業水路	• 維持管理･更新の際に生物多様性の保全に配慮
斜面林	• 斜面林の連続性の保全･回復 • 自然林への誘導
津波や土砂災害の発生のおそれの高い地域	• 宅地などの新規立地の抑制 • 野生生物の生息･生育環境の保全･再生
学校・園庭ビオトープ※用語	• 地域性種苗の植栽 • 敷地内にまとまった空間がある場合は，樹林や水辺，草地などを創出 • 子どもたちが主体的に活動する場，また，地域住民と交流する場の創出

- 各種のインフラの整備にあたり，ビオトープ・ネットワークの形成に十分配慮することを含め第２章に掲げた「未来につなぐ‘まち’のかたち」を踏まえて，土地利用及び住民参加型の自然と共存したまちづくりを進めます。

■成果

- ビオトープの拠点及びつなぐ場の保全・再生などの取組みにより，陸域及び水域のビオトープ・ネットワークの形成が図られていきます。

【コラム】 ビオトープ・ネットワーク

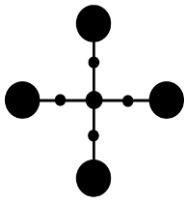

自然の恵みが持続するまちづくりにあたっては，自然をかたまりで確保し，そして，かたまりとかたまりをつなぐ「ビオトープ・ネットワーク」を目指した土地利用が必要となります。これにより，野生生物が生息・生育する場や移動経路（コリドー）が確保されます。

具体的には，土地利用計画において，まず保全する必要がある生物多様性上重要な拠点と，ネットワークさせる必要がある部分を明らかにします。拠点には，郊外の自然や，自然が豊かな都市公園，平地林などが該当します。コリドーには，河川や斜面林，道路沿いの緑地，また，飛び石状に点在する学校や園庭のビオトープなどが該当します。

その上で，拠点やコリドーの保全・再生に向けて，住民や自治会，ＮＰＯ，学校，民間事業者，専門家などの協力を得つつ，また，庁内横断的に関係する部署とも連携し，施策を具体的に展開していく必要があります。

ビオトープ・ネットワークのイメージ図

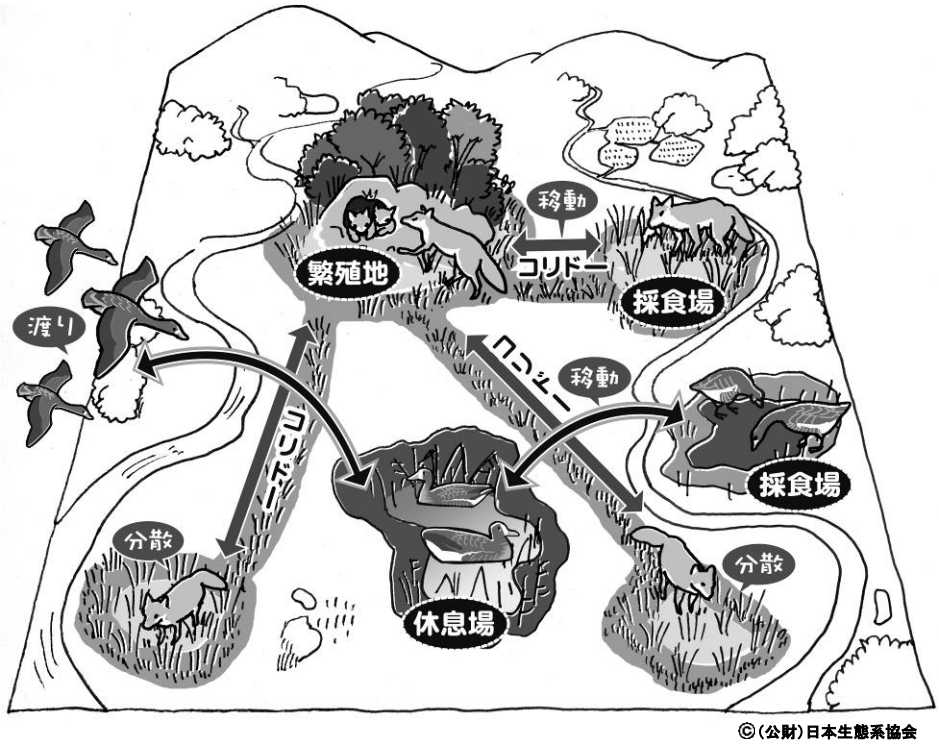

©(公財)日本生態系協会

Ⅱ　生かす　―自然の恵みを生かす仕組みづくり

Ⅱ-1　自然環境を防災・減災に生かす取組みの推進

【現状】

東日本大震災（平成 23 年）では，海岸林により，津波の威力が弱まったり，人家への津波被害が軽減されるなどの効果がありました。本村の海岸のクロマツ植林は，飛砂防備保安林として整備されたものですが，防潮林としての機能もあり重要です。

【課題】

海岸のクロマツ植林を大切にするとともに，クロマツ植林背後の都市的土地利用の見直しが進められる場合には，防災･減災の観点も踏まえ，土地本来の自然環境を再生・拡大していくことについて検討する必要があります。

阪神淡路大震災（平成 7 年）では，地域在来種の樹林帯の延焼防止機能が注目されました。本村でも，庭木に地域在来の樹木であるモチノキなど燃えにくい樹種を選択し植えている家があります。人が集合する場所や避難所において，こうした取組みを進める必要があります。

■施策

- 海岸林を適切に保全し飛砂防備機能・防潮機能の維持向上に取り組みます。あわせて，現在の海岸林周辺の都市的土地利用の方向性が見直される場合には，海岸林の一部を土地本来の海浜の美しい草原的植生に戻すことについても検討します。

- 学校，公園，病院など，人が集合する場所や避難所の周囲を，地域在来の樹種による樹林帯で囲むことにより，延焼防止，防風・防音に役立てる施策を検討します。

■成果

- 自然環境が持つ防災･減災機能を生かしたまちづくりが推進されます。

Ⅱ-2 農業の多面的機能の発揮

【現状】

環境問題に対応した新しい農業の形態として，持続可能で環境に優しい循環型農業の定着が求められています。

本村では，環境に優しく消費者にも安全で安心な地元の農産物を提供する制度を実施しています。

【課題】

環境に優しい農業は，浸透しつつあるとはいえ，農薬・化学肥料の節減栽培であることから，効率が悪く生産性を追求する従来型の農業生産には不向きであるとされ，村内での取組みはまだ一部にとどまっています。持続可能で環境にやさしい循環型農業を村内で普及定着させるためには，栽培や防除に関する新たな取組みへの支援策を講じ，また，こうして生産された農産物が数多く流通することが肝要です。

近年，兵庫県豊岡市の「コウノトリ米」など，野生生物をシンボルとして掲げつつ生物多様性に配慮した農産物について，消費者の需要が高く，市場で値段が高く取り扱われるなどの例が出てきています。農業が抱える課題の解決に向け，本村でも，農産物を買いに来て自然とふれあえるなど，生物多様性という切り口からも新たな展開を検討する必要があります。

東海ファーマーズマーケット

■施策

- 農地や農業水路などにおいて，生物多様性の保全に貢献する取組みが促進されるよう，農業者への支援をさらに検討します。
- 生物多様性への取組みを通じて「安全・安心」などをアピールする農作物の新たなブランド化に向けた支援をさらに検討します。

■成果

- 農業が有する，自然環境の保全，良好な景観の形成，文化の伝承，情操のかん養など，農業生産活動が行われることにより生ずる，食料その他の農産物の供給の機能以外の多面的機能が十分に発揮されるよう支援する仕組みが構築されます。

Ⅱ-3 東海村の自然や文化などを生かした商品開発の支援

【現状】

近年，近隣市町に大型店，チェーン店が進出してきており，新たな商業活動の中心が形成されつつあります。村内においても，コンビニエンスストアや飲食チェーン店の進出が見られます。

【課題】

消費者動向や時代の変化にも適応しながら，経営基盤を強化していくことが必要です。その一つとして，本村の地域資源を最大限に生かした商品開発を支援する仕組みづくりが重要です。

「東海村の新しい『顔』づくりプロジェクト」発足会議の様子

■施策

- 民間事業者をはじめ，村の各主体との連携・協働のもと，本村の自然，それをもとに培われた文化，伝統，歴史を生かした新たな商品の開発に向けて，情報交流などの側面からの支援を進めます。

■成果

- 本村の地域資源を生かした新たな商品の開発を支援する仕組みが構築されます。

Ⅱ-4 東海村の自然や文化，伝統などを楽しむエコツーリズムの推進

【現状】

本村の観光資源としては，サケをはじめとした動植物，村松山虚空蔵堂や大神宮のほか，常陸那珂港の釣り場やレクリエーション広場などがあります。また，参加・体験型のイベントなどとして，いもほり体験やウォーキングイベントなどが事業者ごとに実施されてきました。

【課題】

観光を推進するためには，既存の観光資源に磨きをかけるとともに，これまでとは違った新たな展開も必要です。生物多様性の保全・再生は，本村に新たな観光資源を付け加えることにつながります。関係機関・団体などとの連携を強化し，本村の自然を生かした観光を推進する仕組みをつくる必要があります。

サケの観察（新川）

■施策

- 本村におけるエコツーリズムの題材となる資源を抽出し，村民が主体となって催される，参加・体験的要素を含めたエコツーリズムの推進体制づくりを検討します。

■成果

- 自然，それをもとに培われた文化，伝統などを生かしたエコツーリズムが推進される仕組みが構築されます。

【コラム】　東海村におけるエコツーリズムの考え方

東海村において，野生生物，景観，農産物，豊富に出土する海洋生物などの化石，地質や地形，歴史，風俗慣習など，様々なものを題材としたエコツーリズムが考えられます。東海村生物多様性地域戦略策定委員会の委員から，エコツーリズムの主な展開例について，以下のような提案がなされました。

○久慈川河口から新川河口の海岸線の砂浜などには，かつては，ハマエンドウやハマヒルガオなどの海浜植物が群生し，茨城県の海岸を代表する景観があった。海浜の生物多様性を再生し，前面に広大な海をのぞみ，松林の下にはオオウメガサソウ，砂地にはハマナス，ハマヒルガオ，また，砂丘草原に村の花であるスカシユリが咲き乱れる北関東を代表する海浜の風景を取り戻し，久慈川・新川の両河川を秋に遡上するサケなども含め，新たな自然観光資源とする。

○原子力関連事業所内には希少な野生生物が生息・生育している。原子力事業所と村が連携・協働のもと，生物多様性の保全・再生に向けた取組みを進め，期間を限定し開放するなどして，東海村本来の自然とふれあうことができる機会を設ける。

○村松山虚空蔵堂は，国内の名高い虚空蔵菩薩三体の一つ（他は伊勢の朝熊虚空蔵尊，会津の柳津虚空蔵尊）である。関東で「十三参りといえば村松さん」といわれる東海村の重要なこの観光資源を引き続き大切にするとともに，参拝後，砂浜を歩き，海岸で昼食をとるという，かつて見られた流れをプログラムとして再現する。

○大神宮は天照大神を祀り，常陸国最大級の聖地である。東国の御伊勢様として立つ大神宮の本殿は，鎮守の森に囲まれ，整然とした面持ちがある。昔から正月に恒例であった，拝殿で参拝した後，村松海岸の砂浜に出て「初日の出」を拝むプログラムを検討する。

村松山虚空蔵堂

大神宮

Ⅲ 育てる ―自然の恵みを大切にする人材育成の仕組みづくり

Ⅲ-1 東海村の自然や文化，伝統などを生かした独自の教育・保育の推進

【現状】

本村の学校教育では，理科などの時間に，自然の仕組みなどを教えています。また，一部の学校では，学校ビオトープを設置し，それを活用した環境教育の取組みが行われています。その他，こどもエコクラブも活発に森や川で活動を展開しています。

【課題】

次代を担う子どもたちに必要な力として「生きる力」の育成が求められています。そのためには，村独自の取組みにより，確かな学力の育成とともに，地域の特色や豊かな自然を生かした教育，社会の変化に対応した教育の実施が求められています。

また，低年齢期も含めて，本村の自然を生かして豊かな心と人間性を養う教育，健康や体力作りの推進が求められています。

子どもエコクラブ゛水辺の生きもの調査（新川）

■施策

- 村内の小中学校において，本村の自然や文化，伝統などを学び，自然と共存するまちづくりに主体的に参加する村民を育成する村独自の教育のあり方を検討します。あわせて，上記の教育の推進に向けた系統的なカリキュラム作成のための教員研修を推進します。さらに，上記の教育を展開するにあたり，学校と自治会，ＮＰＯなどとの連携・協働の体制を検討します。

- 村内の保育所や幼稚園，小学校，中学校の敷地内に，地域性種苗を利用した草地や水辺，樹林，また，多種類の植物を用いた生け垣など，、学校・園庭ビオトープの設置を促進します。

■成果

- 学校教育において，自然や社会など自らを取り巻く環境を題材に生きる力を育み，本村に対する郷土愛を醸成し，村民としての意識や態度を育むことをねらいとする，発達段階ごとに系統だったカリキュラムの展開が図られます。 あわせて，国際社会で求められる，ＥＳＤ（持続可能な開発のための教育）※用語が推進されます。

- 小中学校において，自然体験及び自然学習を日常的に行う場が設置されます。

- 保育所や幼稚園において，低年齢期の子どもの豊かな感性や思考力を育むために，自然を生かした保育環境の充実が図られます。

Ⅲ-2 生物多様性の保全・再生や普及における人材の育成，派遣

【現状】

村民の環境への意識が高まりつつあり，ＮＰＯなどによる里山管理などが取り組まれています。

また今後は，本村の発展をこれまで支えてきた団塊世代が，退職年齢を迎えて地域社会への回帰傾向を強めることが予想されます。

【課題】

本村の教育の促進には，学校，地域，家庭の相互の連携が欠かせません。ＮＰＯや高齢者など，多様な主体が参加し，地域全体で子どもを育てる仕組みが求められています。

■施策

- 本村の自然環境に関するＮＰＯなどと連携し，自然再生や希少な動植物の保護増殖に関する知識や技能の習得の場を，村民に提供する仕組みを検討します。

- 高齢者をはじめ村民を対象に，自然や文化，歴史などのインタープリター（解説者）として，自然の中で，あるいは学校や保育所・幼稚園に出向き，子どもたちに説明したり，自然を保全・再生する作業に一緒に取り組む人材を育成・派遣する仕組みを検討します。

■成果

- 本村の自然環境に関するＮＰＯなどの活動を支援する仕組みが構築されます。
- 村民に，自然再生や希少な動植物の保護増殖に関する知識や技能の習得の場を提供する仕組みが構築されます。
- 高齢者をはじめ，村民の経験・知識・関心を，本村の生物多様性の保全・再生や，その普及につなげる仕組みが構築されます。
- インタープリターとしての活動や自然を保全・再生する作業は，高齢者をはじめ，村民の健康増進にも寄与します。

Ⅳ　協力し合う ―多様な主体との連携･協働の体制の充実

Ⅳ-1 国や県・周辺自治体などへの生物多様性の保全・再生に関する協力要請

【現状】

久慈川は，河川法にもとづき国の管理となっており，また，豊岡と村松の海岸は，海岸法にもとづき県の管理となっています。本村は，西は那珂市，南はひたちなか市，北は久慈川を境に日立市に接しています。

【課題】

久慈川や豊岡・村松の海岸において生物多様性を保全・再生していくためには，国・流域自治体，県と連携しつつ検討していく必要があります。野生動物の行動圏が隣接市にかかっている場合など，本村の生物多様性を保全・再生していくためには，周辺自治体との連携・協働も重要です。

■施策

- 久慈川の生物多様性の保全・再生に向けて，国との連携・協働を推進します。必要に応じて，周辺自治体，さらに，水源地を含めた流域自治体に対して連携・協働の要請を行います。
- 砂浜への車両の進入規制に向けて県と協議します。
- その他，本村の生物多様性を保全・再生していくため，必要に応じ，国や県・周辺自治体などに対して協力要請を行います。
- 国や県が村内で公共事業を行う場合，本戦略にもとづき，希少な種やビオトープに対する影響の回避・低減を基本とし，やむを得ず失われる自然環境に対しては，本村の自然環境のノー・ネット・ロスの考え方を踏まえ，第２章に掲げた「未来につなぐ‘まち’のかたち」の実現に向け協力要請を行います。

■成果

- 国や県，周辺自治体などとの連携・協働による生物多様性の保全・再生が促進されます。

Ⅳ-2 民間事業者への生物多様性の保全・再生に関する協力要請

【現状】

海岸周辺の緑地は，ほとんどが原子力事業者の敷地内にあり，大半が茨城県自然環境保全地域に指定されています。

工業地は，平原工業団地などが形成され，本村の地域経済を支える重要な基盤の一つとなっています。

【課題】

海岸周辺の生物多様性の保全・再生，村民が海浜のすぐれた自然とふれあう場所・機会の拡大に向けては，原子力事業者との連携・協働の体制づくりを検討する必要があります。

工業地については，自然環境との調和を図っていくことが重要です。

■施策

- 村との連携・協働のもと，民間事業者の敷地内などでの樹林や水辺，草地などのビオトープの保全・再生を求めます。
- 村との連携・協働のもと，民間事業者の敷地内などでの希少動植物の増殖に対する協力要請を行います。
- 村との連携・協働のもと，民間事業者の敷地を生かした村民への環境教育の展開の可能性について協議します。
- 一定規模以上の開発を行う場合，希少な種やビオトープに対する影響の回避・低減を基本とし，やむを得ず失われる自然環境に対しては，本村の自然環境のノー・ネット・ロスの考え方を踏まえ，第２章に掲げた「未来につなぐ‘まち’のかたち」の実現に向けた協力要請の仕組みを検討します。

■成果

- 民間事業者との連携・協働による生物多様性の保全・再生が促進されます。